

## 入札説明書

令和8年旭川市告示第60号に基づく条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）については、旭川市契約事務取扱規則（昭和39年旭川市規則第22号）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年2月27日

### 2 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通9丁目 総合庁舎6階

旭川市総務部管財課庁舎担当

電話 0166-25-5443

FAX 0166-24-7833

### 3 入札に付する事項

- (1) 入札件名 旭川市総合庁舎清掃業務
- (2) 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (3) 概要 仕様書のとおり
- (4) 履行場所 仕様書のとおり
- (5) 入札方法

総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 4 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿において、営業種目「3010」建物清掃等環境衛生管理のうち、取扱品目「3011」庁舎・施設一般清掃又は「3018」庁舎・施設環境衛生総合管理の入札参加資格を有し、清掃業務用等級格付がA級であり、かつ、地域区分「51」市内業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- (5) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、市内に本店を有する者であること。

## 5 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、4に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、次のとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。

- (1) 提出書類 申請書（様式第1号）

- (2) 提出期間 令和8年2月27日（金）から令和8年3月9日（月）までの旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く、午前8時45分から午後5時15分まで

- (3) 提出場所 2に同じ。

- (4) 提出方法

持参、郵送又はファクシミリによること。なお郵送については提出期間に必着のこと。（電子メールによるものは受け付けない。）

- (5) 提出確認

申請書の提出があった者（以下「申請者」という。）には、申請書に受領印を押印の上、その写しを直接又はファクシミリの方法により交付する。なお、申請書を提出したにもかかわらず、写しの交付が無い場合は、2の担当部局に連絡し確認すること。

- (6) 入札参加資格の確認

申請者には、令和8年3月11日（水）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書をファクシミリにより通知する。なお、通知期限の翌日において、いまだ通知が無い場合は、2の担当部局に連絡し確認すること。

ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨

イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

- (7) その他

ア 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 市長は、提出された申請書を、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書は返却しない。

## 6 入札参加資格を有しないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和8年3月13日（金）までの休日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで

イ 提出場所 2に同じ。

ウ 提出方法 持参によること。（持参以外の方法によるものは受け付けない。）

- (2) 市長は、(1)の説明を求められたときは、令和8年3月17日(火)までに説明を求めた者に対し理由説明書をファクシミリにより通知する。

## 7 仕様書の質問等

- (1) 仕様書等の内容について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

ア 提出書類 質疑応答書(様式第2号)

イ 提出期間 令和8年3月16日(月)までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所 2に同じ。

エ 提出方法 電話連絡の上、ファクシミリにより提出すること。

- (2) (1)の質疑応答書は、次のとおり閲覧に供するとともに、旭川市ホームページに掲載する。

ア 閲覧期間 令和8年3月18日(水)までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所 2に同じ。

## 8 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所

令和8年3月19日(木) 午前10時 旭川市職員会館2階2・3号室

- (2) 開札

入札終了後直ちに(1)の場所で行う。

- (3) 入札方法

ア 入札書(様式第3号)を持参し投函すること。(持参以外の方法による入札は認めない。)

イ 会社名・氏名の入った氏名票を着用の上、入札指定時刻の10分前までに確認結果通知書を提示し受付を終え、入札会場内で待機すること。

ウ 旭川市委託契約等競争入札心得を承知すること。

## 9 入札の無効

公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者の入札及び旭川市委託契約等競争入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、市長により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、入札時点において4に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

## 10 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除する。

- (2) 契約保証金 要する。

ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

なお、同条第8号の規定に掲げる免除することが適当であるとは、次の場合をいう。

ア 過去3か年間に旭川市、他の地方公共団体又は国と種類をほぼ同じくする契約を締結し、これを誠実に履行している等、契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(3) 契約書作成の要否 要

この契約は、旭川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年旭川市条例第40号）の規定に基づく長期継続契約であるため、契約書には「翌年度以降において本市の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除する」旨、規定する。

(4) 契約条項 委託契約書（案）のとおり

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を失格とする。

(6) 最低制限価格の設定 有

最低制限価格は、旭川市業務委託契約の最低制限価格試行要領第3による積み上げ方式により算出するものとし、最低制限価格算出率は86.09%とする。

また、最低制限価格未満の価格で入札した者は、再度入札に参加できないものとする。

(7) 支払条件

毎月後払いとする。

11 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該契約の入札を延期又は中止することがある。また、入札執行の際、入札者が1人以下の場合は、入札を中止することがある。

なお、中止となった場合でも、申請書の作成費用は申請者の負担とする。

12 入札執行回数

2回を限度とする。

13 その他

(1) 入札参加者は、旭川市契約事務取扱規則、旭川市委託契約等競争入札心得その他関係法令を遵守すること。

(2) 申請書に虚偽の記載をした場合は、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) その他、入札に関する問合せ先  
2に同じ。